

不妊治療を受ける職員へのサポート

< 高知の企業における取り組み >

事例紹介

株式会社四国銀行 人事部 部長
岡 奈緒子さん



取り組みのきっかけ

2019年に従業員から「不妊治療に専念するため離職を検討している」という相談を受けたことを機に、治療と仕事の両立支援を進めてきました。

取り組みの主な内容

▶ 不妊治療に利用可能な休暇制度等の整備

- 既存の休暇制度を半日単位で取得できるようにしたり、傷病等の治療のために消滅する年次有給休暇を積み立てる積立休暇制度について、診断書がなくても利用できるようにするなど、従業員のニーズに合わせて利用しやすい制度へと見直し
- 不妊治療による休職を認めることで、最長4年間の治療に専念できる環境を整備

▶ 柔軟な働き方を導入

短時間勤務(中学校入学前まで)や、テレワーク制度・時差勤務制度を導入

▶ 不妊治療のための費用の助成制度

1子につき10回まで最大50万円の「不妊治療支援金」を支給

▶ 不妊治療と仕事の両立支援に組織として取り組むというトップメッセージを配信

▶ 相談窓口の設置

取り組みの成果

トップメッセージの配信前は、不妊治療と仕事の両立に関する相談はあまりありませんでしたが、現在は本人や管理職からの相談が増加しました。実際に休暇制度等を利用した従業員からは、休んでも安心して戻れる職場があると思えたことが、仕事と治療の両立において、最も後押しになったとの声を聞いています。

これから取り組みを進める企業へのメッセージ

新しい支援制度の創設はハードルが高いことですが、既存の制度の見直しや、トップメッセージの発信など、できることから取り組んでいくことが大切です。そうした働きやすい環境を整える取り組みが、従業員が安心して、「長く働きたい」という意欲の向上につながるとともに、企業の業績アップや地域社会への貢献につながると思います。

制度や相談窓口の紹介

制度

厚生労働省

不妊治療と仕事の両立に関する各種情報を掲載



「くるみんプラス」認定制度

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度の一つで、子育て支援に積極的に取り組む企業の中でも、特に高い水準の取組を行っている企業に対して与えられる認定です。

厚生労働省では、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業を「くるみん認定」にプラスして認定し、企業の取組を推進しています。

不妊治療と仕事の両立に関する助成金について

不妊治療と仕事の両立に取り組む企業に対して、活用可能な助成金があります。

くるみん助成金

両立支援等助成金



相談窓口

従業員の皆様に、ご案内ください。

高知県不妊専門相談センター「ここから相談室」

高知医療相談センター内に設置しています。不妊に関する医学的・専門的な相談や、不妊・不育症等による身体や心の悩みなどについて、不妊症看護認定看護師などの専門相談員が相談に対応しています。相談は無料です。

相談専用ダイヤル

088-837-3704

電話相談

- 毎週水曜日(第2水曜日を除く)
- 毎月第3土曜日(祝日・年末年始を除く)
- 9時～12時

面接相談

※予約制

- 毎月第1水曜日
- 13時～16時20分

面接予約受付専用アドレス kokokara@khsc.or.jp



【発行】高知県 子ども・福祉政策部 子育て支援課 (☎088-823-9659)

令和7年10月

企業のための

不妊治療と仕事の両立サポートガイド

不妊治療を受ける方と職場で支える上司、同僚の皆さんのために



高知県

不妊治療について

「不妊症」とは、妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしていたにもかかわらず1年間妊娠しない場合をいいます。女性だけでなく男性にも原因がある場合があります。不妊治療の内容や期間等は、個人々人によってまったく状況が異なります。

また近年、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられますが、厚生労働省の調査では不妊治療と仕事との両立ができず11%の方が離職しています。



不妊治療の仕事への影響

治療の内容によって、特に女性は頻繁な通院が必要となったり、排卵周期に合わせて通院することが必要となり、前もって治療の予定を決めることが困難な場合があります。

また、治療はホルモン刺激法等の影響で、腹痛や頭痛等の体調不良等が生じることもある他、仕事や治療に関するストレスを感じることもあります。



治療 (※)	月経周期ごとの通院日数の目安	
	女性	男性
一般不妊治療	診療時間1回 1～2時間程度の通院 > 2日～6日	0～半日 ※手術を伴う場合には1日必要
生殖補助医療	診療時間1回 1～3時間程度の通院 > 4日～10日 + 診療時間1回あたり 半日～1日程度の通院 > 1日～2日	0～半日 ※手術を伴う場合には1日必要

※一般不妊治療(タイミング法、人工授精など) 生殖補助医療(体外受精、顕微授精)

データで見る 不妊治療と仕事の両立

約10人に1人



2022年には77,206人が生殖補助医療により誕生しており、これは全出生児(770,759人)の10.0%(約10人に1人の割合)に当たり、年々その割合は高まっています。



約4.4組に1組

不妊を心配したことがある夫婦は39.2%で、夫婦全体の約2.6組に1組の割合になります。また、不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は22.7%で、夫婦全体の約4.4組に1組の割合になり、その割合は年々高まっています。

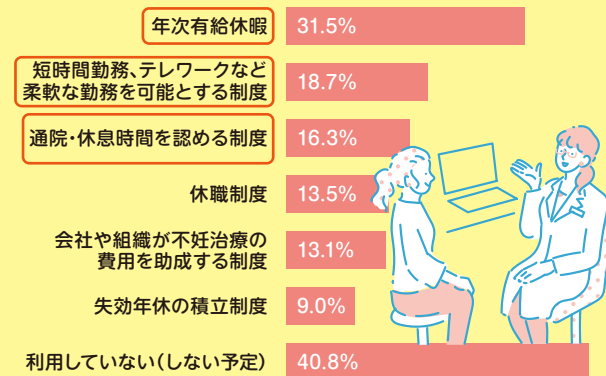
仕事と両立できない人は
4人に1人以上



不妊治療をしたことがある(または予定している)労働者の中で、「仕事と両立している(していた)」とした人の割合は55.3%となっています。一方、「仕事との両立ができなかった(できない)」とした人の割合は、26.1%を占め、4人に1人以上となっています。

不妊治療に利用した制度は？

不妊治療をしている(または予定している)労働者の中で多く利用されている制度は、「年次有給休暇」や「短時間勤務、テレワークなど柔軟な勤務を可能とする制度(勤務時間、勤務場所)」「通院・休憩時間を認める制度」です。



出典:厚生労働省「令和5年度不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」



支援を行っている
企業は4分の1

不妊治療を行っている労働者が受けられる支援制度等の実施状況を見ると、支援を「行っている」企業は4分の1程度です。

不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められています。

☑ プライバシーへの配慮・ハラスメント防止対策

- 不妊や不妊治療に関することはプライバシーに属するとともに機微な問題です。本人から相談や報告があった場合でも、本人の意思に反して職場全体に知れ渡ってしまうことがないようプライバシーの保護に十分配慮しましょう。
- 不妊治療を受けていることを理由とした嫌がらせや不利益な取扱いは、ハラスメントに該当する場合があります。職場でハラスメント防止対策に取り組むことが重要です。

☑ 職場内の理解の促進・風土づくり

不妊治療に関する正しい知識を身につけ、不妊治療に限らず家庭の事情は全ての人に起こり得ることであることへの理解を深めましょう。

☑ 相談対応

- 労働者の不妊治療と仕事の両立を支援するというメッセージを伝えましょう。
- 不妊治療を受けている労働者から相談を受けたら、不妊治療と仕事の両立の実態(不妊治療が仕事に及ぼす影響や今後の治療の見通し等)や、どのような働き方をしたいのかを把握することが必要です。
- また、不妊治療を行なっている労働者の業務をカバーしている社員の働き方や業務量の状況を把握し、必要に応じて業務体制の見直しや調整を行いましょ。